

高知県公報

発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

目次

規 則	ペー ジ
◎高知県港湾施設管理条例施行規則の一部を改正する規則	1
告 示	
○生活保護法による介護機関の指定(2件) (福祉指導課)	3
○定置漁業権の免許の内容となるべき事項等の定め (漁業管理課)	4
○漁船損害等補償法による同意を求めるとの事前届出 (")	4
◎告示(港湾施設の概要)の一部改正 (港 湾 課)	4
告 示	
高知県議会告示	
高知県教育委員会告示	
高知県警察本部告示	
◎技能職員の部分休業に関する規程の一部改正 (行政管理課)	5
公 告	
○特定非営利活動法人の定款変更認証の申請 (男女共同参画・NPO課)	5
	<7・20揭示>

規 則

高知県港湾施設管理条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年7月31日

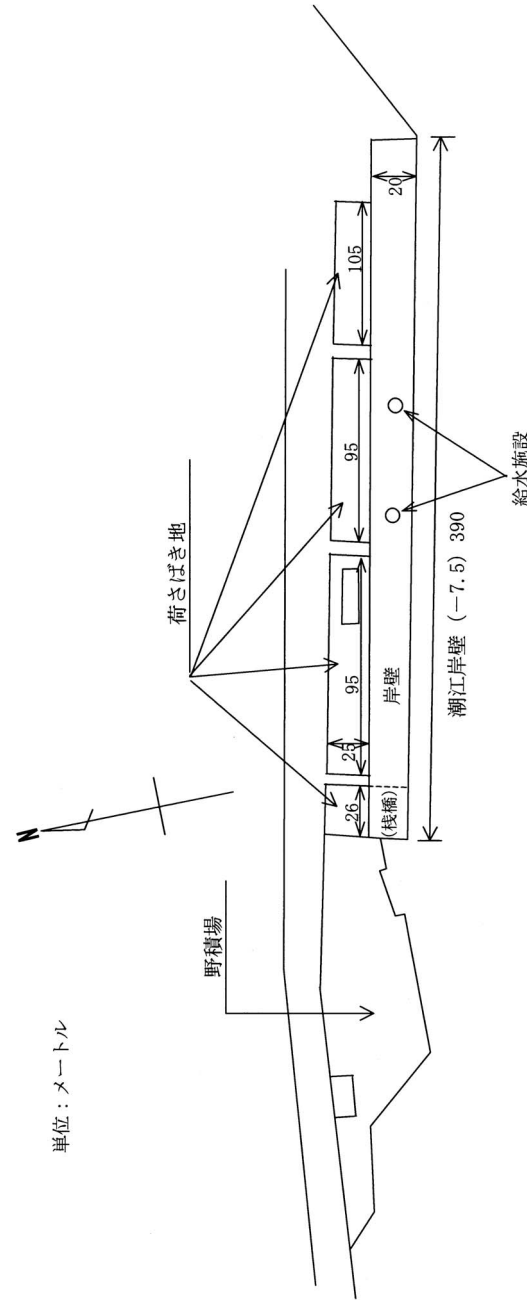
高知県知事 橋本 大二郎

高知県規則第87号

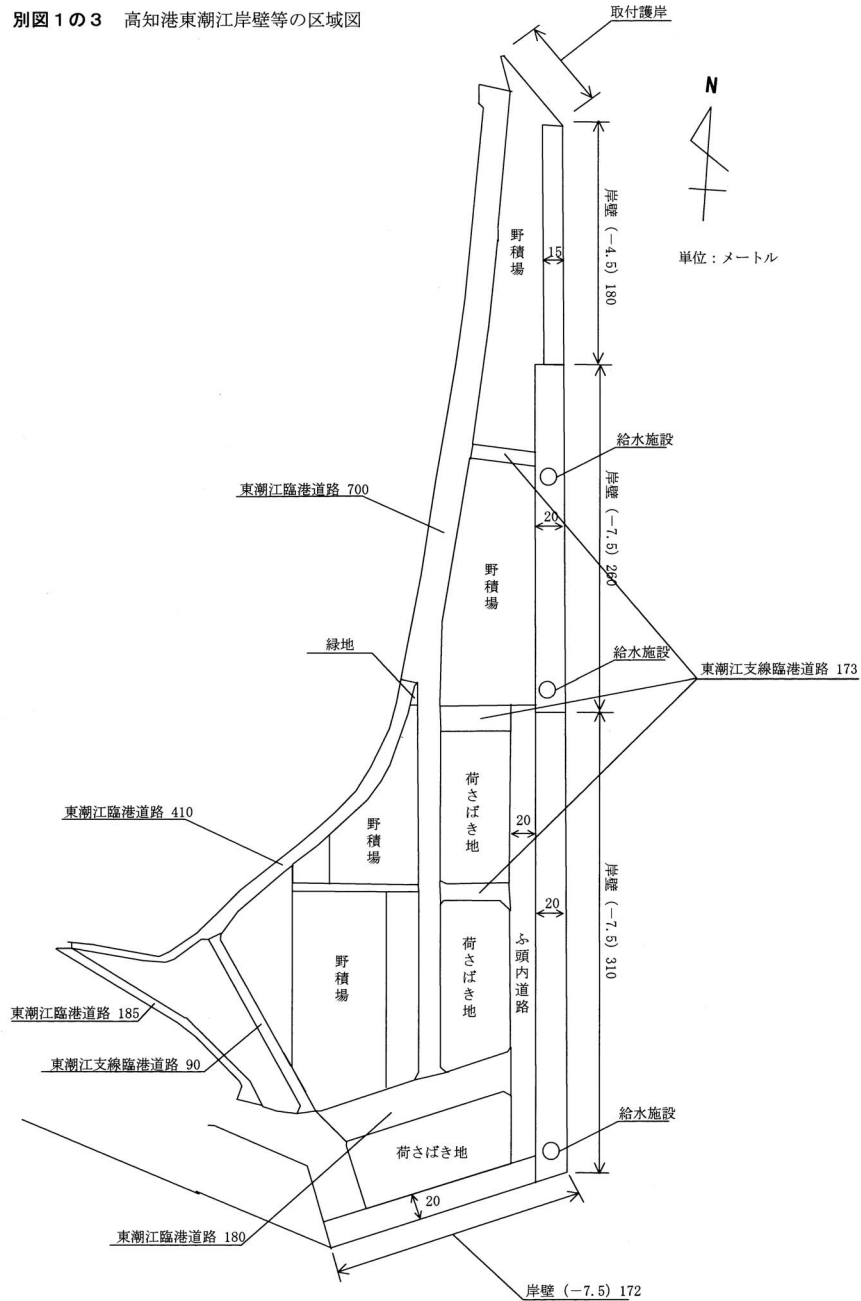
高知県港湾施設管理条例施行規則の一部を改正する規則
高知県港湾施設管理条例施行規則(昭和29年高知県規則第51号)の一部を次のように改正する。

別表第2の別図1の2及び別図1の3を次のように改める。

別図1の2 高知港潮江岸壁等の区域図

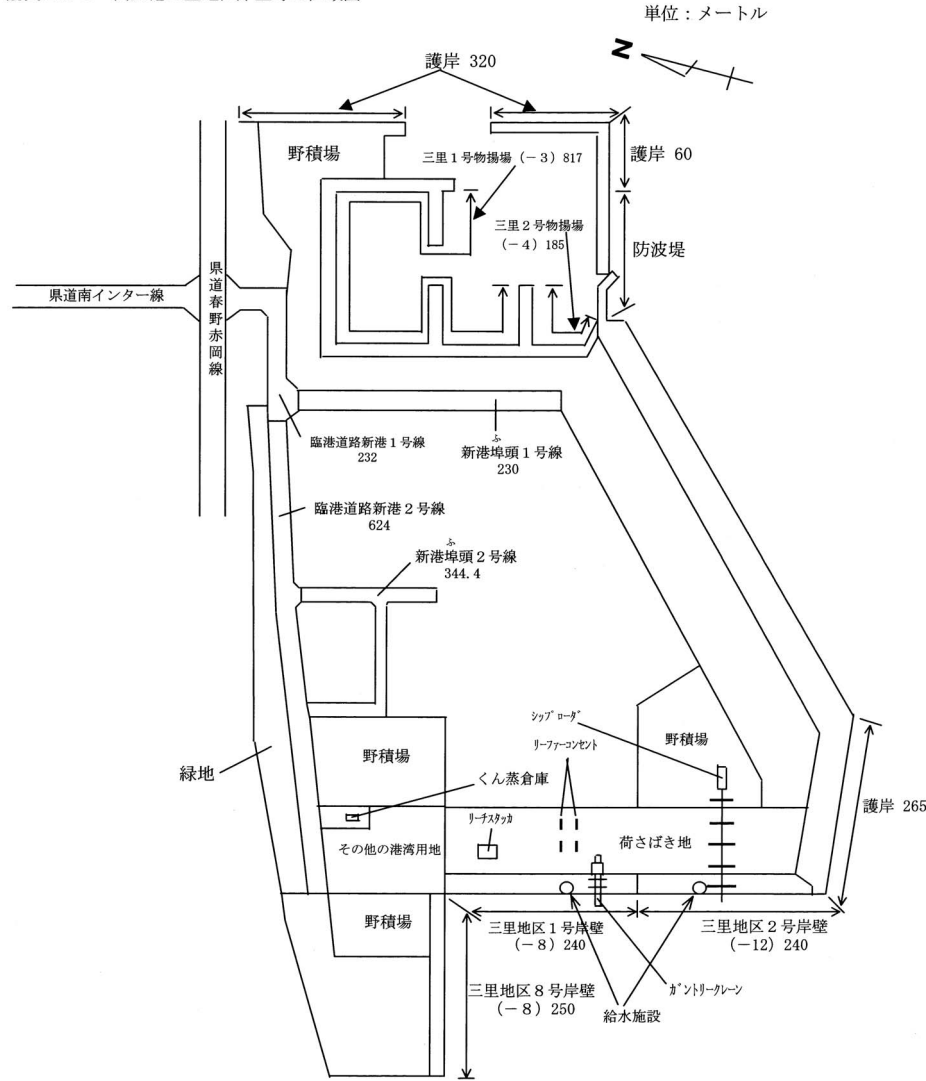


別図1の3 高知港東潮江岸壁等の区域図



別表第2の別図2の3を次のように改める。

別図2の3 高知港三里地区岸壁等の区域図



附 則

この規則は、平成19年8月2日から施行する。

告 示

高知県告示第478号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定による介護機関として、次のとおり指定した。

平成19年7月31日

高知県知事 橋本 大二郎

指定年月日	事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称、所在地及びサービスの種類
平成19年6月1日	株式会社アストロ 南国市篠原929-1	訪問介護ステーションアストロ 南国市篠原929-1 訪問介護
〃	〃	居宅介護支援事業所アストロ 南国市篠原929-1 居宅介護支援
〃	社会福祉法人公生会 香南市野市町東野555-18	デイサービスセンターあぐり 香南市野市町東野354-18 通所介護
〃	〃	特別養護老人ホームオーベルジュ 香南市野市町東野354-18 短期入所生活介護 介護老人福祉施設

高知県告示第479号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定による介護機関として、次のとおり指定した。

平成19年7月31日

高知県知事 橋本 大二郎

指定年月日	事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称、所在地及びサービスの種類

平成19年4月1日	社会福祉法人土佐厚生会 南国市左右山290-2	デイサービスセンターとさ 土佐市波介1244-1 介護予防通所介護
平成19年6月1日	株式会社アストロ 南国市篠原929-1	訪問介護ステーションアストロ 南国市篠原929-1 介護予防訪問介護
〃	社会福祉法人大月町社会福祉協議会 幡多郡大月町銚土603	グループホーム月のなごみ 幡多郡大月町銚土604-48 介護予防認知症対応型共同生活介護
〃	社会福祉法人公生会 香南市野市町東野555-18	デイサービスセンターあぐり 香南市野市町東野354-18 介護予防通所介護
〃	〃	特別養護老人ホームオーベルジュ 香南市野市町東野354-18 介護予防短期入所生活介護

高知県告示第480号

漁業法（昭和24年法律第267号）第11条第1項の規定により、定置漁業権の免許の内容となるべき事項、免許予定日、申請期間及び地元地区を次のとおり定めた。

平成19年7月31日

高知県知事 橋本 大二郎

第1 漁業権の漁場の位置及び区域、漁業の種類及び時期、地元地区並びに制限又は条件

◎定置漁業権

1 公示番号 定第1,047号
(冠崎 ぶり)

(1) 漁場の位置及び区域

- ア 漁場の位置 高岡郡四万十町冠崎沖
- イ 漁場の区域

点の位置

- 基点甲 高岡郡四万十町志和丸峯県漁場基点
- 基点乙 高岡郡四万十町冠崎県漁場基点第146号
- 基点丙 高岡郡四万十町志和すずめ峯県漁場基点
- ア 甲から乙を見通した線から左に57度35分の線と乙から甲を見通した線から右に61度55分の線との交点
- イ 甲から乙を見通した線から左に15度35分の線と乙から甲を見通した線から右に110度0分の線との交点

丙ア、アイ及びイ丙を結ぶ3直線により囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び時期

漁業の種類 漁業の時期
ぶり、あじ、その他 1月1日から12月31日

定置漁業

(3) 地元地区

高岡郡四万十町のうち志和

(4) 制限又は条件

昼夜間の漁具標識を特に明りょうにすること。

第2 免許予定日

平成19年9月14日

第3 漁業権の免許申請期間

平成19年8月6日から同月17日まで

第4 漁業権の存続期間

免許の日から平成20年8月31日まで

(この告示による定置漁業権の漁場図は、高知県海洋部漁業管理課に備え置いて縦覧に供する。)

高知県告示第481号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、同令第5条第3項の規定により告示し、当該届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。

平成19年7月31日

高知県知事 橋本 大二郎

1 届出事項

(1) 発起人の住所及び氏名

- 高岡郡四万十町 縄 本 良 仁
- 〃 徳 弘 伸 一
- 〃 縄 本 喜三郎

(2) 加入区の名称

興津加入区

(3) 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称

興津漁業協同組合

2 指定漁船調書の縦覧

(1) 縦覧期間

平成19年7月31日から同年8月14日まで

(2) 縦覧場所

興津漁業協同組合事務所

高知県告示第482号

昭和61年5月高知県告示第317号（港湾施設の概要）の一部を次のように改正し、平成19年8月2日から施行する。

平成19年7月31日

高知県知事 橋本 大二郎

表高知港の項中

高知市棧橋通六丁目地先	潮江岸壁	7.5	390	2.0
-------------	------	-----	-----	-----

を

高知市棧橋通六丁目地先	潮江岸壁	7.5	390	2.0
〃	潮江岸壁給水施設（2箇所）	-	-	-

に、

〃	〃	4.5	180	2.0
---	---	-----	-----	-----

を

〃	〃	4.5	180	2.0
〃	東潮江岸壁給水施設（3箇所）	-	-	-
〃	東潮江臨港道路	-	1,475	-
〃	東潮江支線臨港道路	-	263	-

に、

〃	くん蒸倉庫	-	-	-
---	-------	---	---	---

を

〃	〃	-	-	-
---	---	---	---	---

”	くん蒸倉庫	-	-	-
”	三里地区岸壁給水施設(2箇所)	-	-	-

に改める。

告 示
議 会 告 示
教 育 委 員 会 告 示
警 察 本 部 告 示

高知県告示第483号
 高知県議会告示第4号
 高知県教育委員会告示第8号
 高知県警察本部告示第2号

技能職員の部分休業に関する規程(平成4年3月) (高知県告示第
 高知県議会告
 高知県教育委
 高知県警察本

196号)の一部を次のように改正する。
 示第1号
 員会告示第1号
 部告示第1号
 平成19年7月31日

高知県知事 橋本 大二郎
 高知県議会議長 山本 広明
 高知県教育委員会委員長 宮地 彌典
 高知県警察本部長 鈴木 基久

第2条中「3歳に満たない子」を「小学校就学の始期に達するまでの子」に、「勤務時間の一部」を「勤務時間の一部(2時間を超えない範囲内の時間に限る。)」に改める。

附 則

この規程は、平成19年8月1日から施行する。

公 告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、平成19年7月20日から2月間高知県文化環境部男女共同参画・NPO課において縦覧に供する。

平成19年7月20日(揭示済)

高知県知事 橋本 大二郎

申請のあった年月日	定款変更に係る特定非営利活動法人			
	名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成19年7月20日	特定非営利活動法人脳外傷友の会高知青い空	片岡 治貞	高知市神田462番地7	この法人は、脳外傷等で高次脳機能障害を持つ者及びその家族に対して、高次脳機能障害についての正しい知識の普及、及び当事者の社会参加を促進するための事業等を行うとともに、社会への理解を広めるための活動を行うことにより、高次脳機能障害者が安心して生活できる社会環境作りに寄与し、もって公益の増進に寄与することを目的とする。